

衆議院安全保障委員会外務委員会連合審査会ニュース

平成 26. 6. 2 第 186 回国会第 1 号

6月2日（月）、第1回の連合審査会が開かれました。

1 国の安全保障に関する件

- ・岸田外務大臣、小野寺防衛大臣、横畠内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

今 津 寛君（自民）

- ・第13回アジア安全保障会議（シャンギリラ会合）（平成26年5月30日～6月1日）において、韓国とのGSOMIA（軍事情報包括保護協定）締結に同国の同意が得られなかったのはなぜか、また、日本人拉致問題に関する再調査実施の日朝合意に対して韓国側が懸念を示した事実はあったのかについて、小野寺防衛大臣に伺いたい。
- ・日本のように集団的自衛権と個別的自衛権を区分し、集団的自衛権の行使を制限している国はあるのか、また憲法上、集団的自衛権を保持しているが行使できないとしている国はあるのか、岸田外務大臣に伺いたい。
- ・安倍内閣総理大臣が「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（以下、「安保法制懇」という）報告書（平成26年5月15日）にある憲法は個別的か集団的かを問わず自衛のための武力の行使は禁じていないという考え方を探らず、いわゆる限定容認論を採用したことについて、岸田外務大臣の見解を伺いたい。

原 田 義 昭君（自民）

- ・小野寺防衛大臣が出席したアジア安全保障会議の概要について報告願いたい。
- ・中国の軍事費の動向とその特徴について説明願いたい。
- ・軍縮問題の交渉の場であるジュネーブ軍縮会議及び国連第一委員会における活動内容について伺いたい。

伊 佐 進 一君（公明）

- ・限定容認論を採用した場合でも、集団的自衛権の行使は自衛権発動の三要件の第1要件である「我が国に対する急迫不正の侵害があること」を満たさず、これを変更しなければ整合性が取れないと考えるが、内閣官房の見解を伺いたい。
- ・集団的自衛権の行使を容認するに当たっては、行使を限定するためのしっかりした歯止めを確保する必要があると考えるが、小野寺防衛大臣の見解を伺いたい。
- ・平成26年5月28日の衆議院予算委員会において、法制

局長官は、邦人輸送中の米艦を自衛艦が防護することは現行法上できないと答弁しているが、自衛艦と米艦が並走している場合には、自衛隊が武器等防護のための武器使用を行い、その結果、反射的効果によって米艦を防護できる可能性も排除できないのではないか、内閣法制局の見解を伺いたい。

長 島 昭 久君（民主）

- ・アジア安全保障会議における中国に対する各国の反応や地域の平和と安定に向けた中国の姿勢について、小野寺防衛大臣の所感を伺いたい。
- ・自衛隊の行動を法律で規定する意義は、国会による民主的コントロールと自衛隊の行動に根拠を与えることの2つであると考えるが、小野寺防衛大臣の見解を伺いたい。
- ・「日米防衛協力のための指針」（ガイドライン）の見直しについては、日米間で2014年末までに作業を終わらせる合意しているが、集団的自衛権に係る国内の議論に結論が出ないまま、協議を進めるのか、岸田外務大臣の見解を伺いたい。

渡 辺 周君（民主）

- ・5月29日に発表された日朝政府間協議における日朝双方の合意内容に関する文書は、日朝双方の署名等がないが正式な合意文書として理解してよいか。
- ・6月1日のNHKの番組において菅官房長官が明らかにした北朝鮮による再調査を検証するための日本側関係者の北朝鮮への派遣・滞在について、派遣対象者に「救う会」や「特定失踪者調査会」といった政府関係者以外の者は含まれるのか。
- ・集団的自衛権の行使をめぐる議論を進める中で中台紛争は想定されているのか。また、中台紛争が起きた際、邦人を乗せた台湾の船を自衛隊が護衛することを想定しているのか。

桜 内 文 城君（維新）

- ・「安保法制懇」報告書では、集団的自衛権の行使を限定する要件について具体的な言及がないが、今後の政府における検討の方向性に關し、岸田外務大臣に伺いたい。
- ・現行法制で対応できないとされている 15 の事例について、与党間で協議が行われているが、事例の検討に固執し過ぎると、想定外の事態が発生した場合に対応が困難になると考えるが、外務省の見解を伺いたい。
- ・「安保法制懇」報告書では、集団的自衛権の行使の対象となるべき事例について、「個別的自衛権や警察権を我が国独自の考え方で「拡張」して説明することは、国際法違反のおそれがある」と指摘していることに対する岸田外務大臣の見解を伺いたい。

阪 口 直 人君（維新）

- ・我が国が国連平和維持活動（PKO）において武力の行使を伴うような警護活動を実施した場合、自衛隊員にも死傷者が出るおそれがあるが、この点について小野寺防衛大臣はどのように受け止めているのか。
- ・現在、自衛隊員の服務の宣誓では命を捧げることまでは触れていないが、我が国の憲法解釈上集団的自衛権の行使が可能となった場合において、外国との戦闘行為により死亡するという覚悟について、小野寺防衛大臣は自衛官に対しどのような言葉で説明するつもりなのか。
- ・武装勢力による人質事件等において軍が強行突入して命を救えることはほとんどないとも言われる中、そのようなリスクを踏まえた上でのいわゆる「駆け付け警護」の有効性について、岸田外務大臣はどのように考えているのか。

三 谷 英 弘君（みんな）

- ・北朝鮮が拉致被害者の現状を把握している可能性に鑑み、北朝鮮による拉致被害者等の再調査を受けて行う我が国の制裁解除等については、我が国が過度に譲歩しないことが重要であると考えるが、岸田外務大臣の認識を伺いたい。
- ・国家安全保障戦略の中で、「我が国が掲げるべき国家安全保障の基本理念」として記述されている部分に専守防衛の文言がないが、我が国が専守防衛を放棄したのではないことを岸田外務大臣に確認したい。
- ・政府が与党に示した事例集のうち、邦人輸送中の米輸送艦の防護に関しては、個別的自衛権又は警察権の行使による対応が可能であり、また、シーレーンに敷設された機雷の除去等に関しては、個別的自衛権の行使による対応が可能であるという考え方に対する小野寺防衛大臣の見解を伺いたい。

椎 名 毅君（結い）

- ・厳しい財政事情等を背景に米国は世界の警察官としての役割が困難となる中、在沖縄米海兵隊のグアム移転における東アジアを中心とする地域の平和と安全については、自衛隊の主体性が重要となるように思われるが、小野寺防衛大臣はどのように考えているのか。
- ・中国の軍事力が増大する一方で米国の国力が低下している中、アジア太平洋地域の安全保障のためには、日米同盟だけでなく、韓国やオーストラリア等との協力を含めた、多国間での同盟関係へと発展させていく必要があるのではないか。
- ・国際法上集団的自衛権と解釈されるような事例について、我が国が個別的自衛権として解釈した場合に国際社会からどのような制裁を科される可能性があるのか。

赤 嶺 政 賢君（共産）

- ・安倍内閣総理大臣が、自衛隊は武力の行使を目的とする戦闘行為に参加することではないと明言しているにも関わらず、「安保法制懇」報告書に係る与党協議において、戦闘行為そのものである「国際的な機雷掃海活動への参加」を検討対象としている根拠について、また、この事例は、公海上でも行うことを見定しているのか、内閣官房に伺いたい。
- ・2011 年末から 2012 年にかけ、イランがペルシャ湾ホルムズ海峡を封鎖することを示唆した際、外務省及び経済産業省はどのような対応を取ったのか、両省に伺いたい。

玉 城 デニー君（生活）

- ・米議会上院軍事委員会において、在沖縄米海兵隊のグアム移転に係る経費の執行凍結等が盛り込まれた 2015 会計年度に係る国防権限法案が可決（2014. 5. 22）されたが、政府はこれにより在沖縄米海兵隊のグアム移転についてどのような影響が出ると考えているのか。
- ・米国内において、在沖縄米海兵隊のグアム移転に係る基本計画が定まらない状況において、我が国政府は計画の実行が遅延する可能性を見据えて米国側と協議を行う必要性があるのではないか。
- ・米国内のシンクタンクや政府関係者の関心が我が国よりも中国の動向へと移っている中で、本年末を目標に作業が進む日米ガイドラインの見直しに合わせた集団的自衛権等に係る我が国憲法解釈変更は慎むべきであると考えるが、岸田外務大臣の見解はいかがか。

照 屋 寛 徳君（社民）

- ・1959 年のいわゆる砂川事件大法廷判決は、我が国の集団的自衛権の行使を認めるものではないと考えるが、岸田外務大臣の認識及びその根拠について伺いたい。
- ・日米安全保障条約は、我が国が集団的自衛権を行使する

ことを前提として締結されているのか、岸田外務大臣に伺いたい。

- ・憲法解釈の変更によって我が国の集団的自衛権の行使を認めることは、日米安全保障条約が憲法を超越し、憲法

より優位に立つことを意味すると理解するが、岸田外務大臣の見解を伺いたい。